

令和2年10月29日
内閣府（防災担当）
消 防 庁
気 象 庁

11月5日に緊急地震速報の訓練を行います ～訓練参加機関をお知らせします～

津波防災の日である令和2年11月5日（木）に、緊急地震速報の全国的な訓練を実施します。この度、訓練に参加する機関等を下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

記

1. 訓練参加機関

緊急地震速報の訓練を実施する予定の機関等は次のとおりです。訓練参加機関の詳細は別紙1を御参照ください。

- （1）地方公共団体：都道府県：47団体、市区町村：1,739団体
（不参加：福井県越前町及び岡山県津山市）

このうち行動訓練や情報伝達訓練を実施する団体：1,109団体

1,109団体のうちJアラートを活用し住民への情報伝達手段を起動させる団体：909団体

- （2）国の機関：中央省庁：19府省庁

地方支分部局等：896組織

- （3）緊急地震速報の訓練報を配信する事業者：7事業者

- （4）民間企業、各種団体等：753団体

2. 訓練に関する留意事項

- ・ 気象・地震活動の状況等によっては、訓練用の緊急地震速報（以下「訓練報」といいます。）の配信を急きょ中止する場合があります。なお、中止を決定した場合には、速やかに気象庁ホームページ等でお知らせします。
- ・ 気象庁からの訓練報を利用しない機関では、10時00分頃以外の任意の時間に訓練が実施される場合があります。

<連絡・問合せ先>

【緊急地震速報訓練 関係】

- 緊急地震速報の訓練の内容に関する問合せ

- 国の機関等における訓練の実施に関する問合せ

気象庁地震火山部地震津波監視課地震津波防災推進室 吉川、古謝、竹本
Tel 03-3212-8341（内4556、4712） Fax 03-3212-2857

- 地方公共団体の訓練の実施に関する問合せ

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係 鈴木、山崎
Tel 03-5253-7525（内43132） Fax 03-5253-7535

【津波防災の日 関係】

- 津波防災の日に関連する地震・津波防災訓練等の取組状況に関する問合せ
内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（地方・訓練担当）付 笠井、高橋

Tel 03-3503-2236（直通） Fax 03-3581-7510

【参考】訓練の内容

令和2年11月5日（木）10時00分頃に、気象庁が訓練報を配信します。訓練を実施する国の機関や地方公共団体、学校、民間企業等は、訓練報を受けて、防災行政無線、建物等の館内放送、専用受信端末などによる報知を行います。また、訓練の参加者は、訓練実施機関が行う緊急地震速報の報知にあわせて、安全な場所に移動するなどの身を守る行動訓練を行います。

訓練の際に適切な行動をとることができたか確認するために別紙2の「緊急地震速報訓練行動チェックシート」を作成しましたので、必要に応じてご利用ください。

「緊急地震速報訓練行動チェックシート」は、以下よりダウンロードしご利用いただけます。

(<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/kunren/2020/02/checksheet.pdf>)

また、訓練の方法には、上記のような訓練報を活用する方法以外にも、専用受信端末の訓練用機能を活用するもの、気象庁が提供する訓練用動画を利用するもの、スマートフォンの訓練用アプリを利用したものなどがあります。

訓練の詳細については、令和2年10月5日の気象庁報道発表資料を御覧ください。

(https://www.jma.go.jp/jma/press/2010/05a/20201105_eewkunren.html)

※訓練報は、テレビやラジオ等の放送波、携帯電話（スマートフォンを含む）による一斉同報機能（緊急速報メール／エリアメール）では報知されません。ただし、一部の市区町村においては、CATV放送やコミュニティFM放送による訓練報の放送や、緊急速報メールによる訓練用の避難指示等の配信が行われる場合があります。訓練の内容は、各市区町村に御確認ください。

11 月 5 日に実施する緊急地震速報訓練に参加予定の地方公共団体

1 参加予定の地方公共団体

都道府県（47 団体）及び市区町村（1,739 団体）

2 実施内容

緊急地震速報を活用した情報伝達訓練や行動訓練の実施・・・1,109 団体

具体的な訓練内容は以下のとおり（以下の各項目を重複して実施する団体があります）

(1) 住民参加による避難訓練を実施する団体・・・41 団体

下線は津波を想定した避難訓練を実施する団体（31 団体）

都道府県

香川県

市町村

北海道	<u>札文町</u>	兵庫県	<u>香美町</u>	鹿児島県	<u>鹿児島市</u>	沖縄県	<u>東村</u>
山形県	白鷹町		<u>新温泉町</u>		<u>土島村</u>		<u>本部町</u>
福島県	<u>浪江町</u>	和歌山県	<u>田辺市</u>		<u>瀬戸内町</u>		<u>与那原町</u>
埼玉県	毛呂山町		日高町	沖縄県	<u>那覇市</u>		<u>渡嘉敷村</u>
	宮代町		<u>すさみ町</u>		<u>宜野湾市</u>		<u>座間味村</u>
神奈川県	<u>葉山町</u>	山口県	平生町		<u>石垣市</u>		<u>粟国村</u>
福井県	おおい町	徳島県	<u>鳴門市</u>		<u>名護市</u>		<u>伊平屋村</u>
長野県	辰野町	高知県	土佐市		<u>豊見城市</u>		<u>伊是名村</u>
三重県	<u>木曽岬町</u>	熊本県	<u>八代市</u>		<u>宮古島市</u>		<u>久米島町</u>
兵庫県	<u>尼崎市</u>	大分県	竹田市		<u>大宜味村</u>		<u>竹富町</u>

(2) 住民参加による緊急地震速報対応訓練 (※) を実施・・・182 団体

※緊急地震速報を受けて行う、シェイクアウト訓練を始め地震の揺れから身を守る訓練

都道府県

香川県

市町村

北海道	千歳市 八雲町 倶知安町 新十津川町 利尻富士町	静岡県	菊川市	島根県	美郷町	熊本県	美里町
岩手県	陸前高田市 大槌町	愛知県	安城市 蒲郡市 小牧市 新城市 大府市 知多市 知立市 豊山町 阿久比町 東浦町 設楽町	岡山県	新見市 赤磐市 真庭市 美作市		長洲町 和水町 大津町 菊陽町 産山村 南阿蘇村 益城町 甲佐町 氷川町 多良木町 球磨村 あさぎり町
山形県	高島町			広島県	呉市 竹原市 三原市 三次市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 海田町 大崎上島町		
福島県	浪江町					大分県	中津市 豊後大野市 国東市 姫島村 日出町
栃木県	小山市 矢板市	三重県	木曽岬町 紀宝町	山口県	山口市 柳井市 平生町	宮崎県	宮崎市 小林市 串間市 高鍋町 西米良村 美郷町
群馬県	前橋市	京都府	亀岡市 京田辺市 京丹後市 宇治田原町 伊根町	徳島県	鳴門市 美馬市 三好市 勝浦町 美波町 海陽町 松茂町 北島町 上板町 東みよし町	鹿児島県	鹿児島市 南九州市 姪良市 十島村 龍郷町
埼玉県	所沢市 東松山市 春日部市 狭山市 久喜市 白岡市 毛呂山町 鳩山町 宮代町	兵庫県	尼崎市 西宮市 芦屋市 相生市 豊岡市 赤穂市 西脇市 丹波篠山市 たつの市 猪名川町 播磨町 福崎町 太子町 佐用町 香美町 新温泉町	香川県	坂出市 観音寺市 三豊市 直島町 琴平町	沖縄県	那覇市 宜野湾市 石垣市 名護市 沖縄市 豊見城市 うるま市 宮古島市 南城市 伊江村 与那原町 粟国村 久米島町 竹富町
千葉県	旭市 富津市 南房総市 長南町			愛媛県	松野町		
東京都	瑞穂町	奈良県	王寺町	高知県	南国市 土佐市 佐川町 日高村		
新潟県	田上町	和歌山県	和歌山市 有田市 田辺市 九度山町 高野町 有田川町 日高町 串本町	佐賀県	嬉野市		
富山県	魚津市			熊本県	八代市 水俣市 菊池市 宇土市 上天草市 阿蘇市 合志市		
福井県	坂井市	鳥取県	倉吉市				
山梨県	甲府市 山梨市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市 南部町 昭和町						
長野県	駒ヶ根市 御代田町 辰野町 飯島町 飯綱町						
岐阜県	瑞浪市 恵那市 郡上市 下呂市 笠松町						

- (3) 住民への情報伝達手段を起動・・・909 団体
- (4) 地方公共団体職員を対象とする緊急地震速報対応訓練等を実施・・・370 団体
- (5) 庁内放送を起動・・・450 団体

3 その他参加機関

- (1) 国の機関・・・中央省庁：19 府省庁
地方支分部局等：896 組織
- (2) 緊急地震速報の訓練報を配信する事業者・・・7 事業者
- (3) 民間企業・各種団体等（関係省庁経由で確認した団体数）・・・753 団体

4 備考

災害対応等に伴い、各団体で訓練内容の変更等を行うことがあります。

緊急地震速報訓練行動チェックシート

気象庁地震火山部

緊急地震速報は、地震の発生後、強く揺れる前に揺れが来ることを伝えることを目標とする情報ですが、緊急地震速報が発表されてから対象となる地域が強く揺れるまではわずかな時間（数秒～数十秒）しかありません。

地震の揺れから身を守るには、その場所や状況に合わせてあわてずに行動する必要があります。

あわてずに身を守る行動を起こすためには、その場その時に合わせてどのような行動を取るべきかをあらかじめ知り、行動している自分を想像しておくことが大切です。また、その想像をもとに実際に行動をとり経験することが重要です。

内閣府、消防庁及び気象庁は、平成 20 年度より年 2 回、緊急地震速報の全国的な訓練を実施しています。

訓練に参加される皆様はこの「緊急地震速報訓練行動チェックシート」をご利用いただき、訓練時に適切な行動をとることができたかご確認ください。また、必要な行動は緊急地震速報を受信する場面によって異なります。以下の気象庁ホームページ等も参考にいただき、適切な行動をとれるようにしていただければと思います。

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eww/data/nc/koudou/koudou.html>

緊急地震速報訓練行動チェックシート

・ 訓練開始前の確認事項

様々な状況で、緊急地震速報を受けた場合に安全な行動がとれるか確認します。
 ※安全な場所の確認については訓練時の場所に関わらず両方をご確認ください。

屋内の安全な場所の確認 例) 下にもぐりこめる丈夫な机がある、周辺に落ちてきそうなものや倒れそうな家具が無い場所がある等、安全な場所を確認	☐
屋外等の安全な場所の確認 例) 外出時に普段歩いているところに倒れそうなものなど危険な場所がないか確認	☐
訓練時に必要な行動について理解している (必要に応じて訓練時に必要な行動を、チェックシートの訓練後の確認事項(太枠内)に記入してください)	☐

・ 訓練後の確認事項

訓練時の緊急地震速報を受けた場合に安全な行動がとれたかを確認します。

訓練用の緊急地震速報を受け取れた(聞けた)	☐
安全な場所に避難できた	☐
慌てずに行動できた	☐
周辺に落ちてきそうなものや倒れそうな家具がなかった	☐
	☐

空欄(太枠)には訓練時の状況に応じて必要な行動を記入し、その行動がとれたか確認しましょう。
 必要な行動の具体例については、次のページに掲載しておりますのでご参照ください。

緊急地震速報を受けたときの行動の具体例

以下に示す行動はあくまでも例です。状況に応じて取るべき行動は異なります。訓練を機会にご自身で、あるいはご家族や職場の方と一緒に考えましょう。

この内容は気象庁ホームページにも記載しております。

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eww/data/nc/koudou/koudou.html>

屋内では

家庭では

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難してください。
- あわてて外に飛び出さないでください。
- 無理に火を消そうとしないでください。

人がおおぜいいる施設では

- 施設の係員の指示に従ってください。
- 落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さないでください。

乗り物に乗っているとき

自動車運転中は

- あわててスピードを落とさないでください。
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促してください。
- 急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとしてください。
- 大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止してください。

鉄道やバスなどに乗車中は

- つり革や手すりにしっかりつかまってください。

エレベーターでは

- 最寄りの階で停止させて、すぐに降りてください。

屋外にいるとき

街中では

- ブロック塀の倒壊等に注意してください。
- 看板や割れたガラスの落下に注意してください。
- 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難してください。

山やがけ付近では

- 落石やがけ崩れに注意してください。